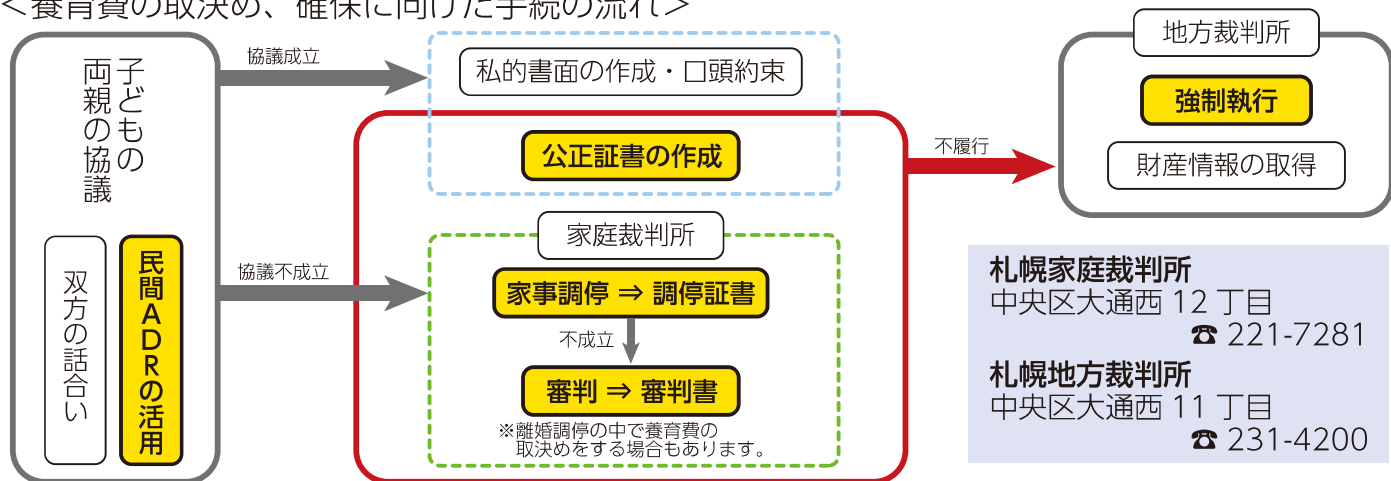


## ◎養育費について

養育費とは、子どもを監護・教育するために必要な費用です。取決めにあたっては、公正証書などの書面に残すことが大事です。

子どもの健やかな成長のために、養育費の取決めをしましょう。

＜養育費の取決め、確保に向けた手順の流れ＞



- 民間ADR：弁護士会や法務大臣の認証を受けた機関などの調停者が、公正中立の立場から双方の主張を聞き、話し合いを支援するものです。
- 公正証書：双方が合意した内容に基づいて、公証役場で公証人が作成する文書です。
- 家事調停・審判（家庭裁判所）：調停委員会が中立公正な立場で双方から個別に話を聞きます。合意に至ると、調停調書が作成されます。合意に至らない場合は、自動的に審判手続が始まり、裁判官が一切の事情を考慮して審判を行います。家事調停や審判での取決めが守られない場合、家庭裁判所から相手方に支払いを勧告してもらうことができます。
- 強制執行：養育費の取決めが守られない場合に、給与や銀行口座を差押え等により養育費を回収する手続です。強制執行を行うには、公正証書（強制執行認諾条項付き）や調停調書、審判書などが必要です。なお、強制執行の申立てにあたって、相手方にどのような財産があるかわからない場合には、財産情報の取得の手続（債務者の財産開示手続・第三者からの情報取得手続）ができます。

### 【関係機関・相談窓口等】

- ・札幌市ひとり親家庭支援センター（法律相談） P 8 参照  
P 8 参照
- ・法テラス札幌（法律相談）  
札幌市中央区北 1 条西 9 丁目 3 - 1 南大通ビルN 1 1 階（☎ 050-3383-5555）
- ・養育費相談支援センター（厚生労働省委託事業）  
電話相談：☎ 03-3980-4108 メール相談：✉ info@youikuhi.or.jp



## ◎面会交流について

面会交流とは、子どもと離れて暮らしているお父さん、お母さんが子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することです。

取決めの際にはご家庭の事情によって、適切な方法を考えましょう。